

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上				番号	⑮	(千円)			
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額				
会計	組織／勘定	項	事項	6年度 当初予算額				7年度 概算要求額		
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	税関	税関業務費	輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費			20,654,047		23,856,294	
	一般会計	税関	船舶建造費	船舶建造に必要な経費			1,079,276		1,272,144	
	小 計				一般会計		21,733,323		25,128,438	
						< > の内数		< > の内数		
				特別会計		< > の内数		< > の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属すると整理できるもの	一般会計	財務本省	関税制度等企画立案費	関税中央分析所に必要な経費			367,332		407,371	
	一般会計	財務本省	関税制度等企画立案費	税関研修所に必要な経費			392,089		412,089	
	小 計				一般会計		759,421		819,460	
							< > の内数		< > の内数	
				特別会計		< > の内数		< > の内数		
合 計				一般会計		22,492,744		25,947,898		
						< > の内数		< > の内数		
				特別会計		< > の内数		< > の内数		

政策目標 5-3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

上記目標の概要

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。

「未来投資戦略2018」においては、我が国の貿易関連手続等の迅速化を図るとされているなど貿易円滑化を推進することが要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行客数を2020年に4,000万人、2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。

一方、「「世界一安全な日本」創造戦略」や「知的財産推進計画2022」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

(上記目標を達成するための施策)

政5-3-1 : 関税等の適正な賦課及び徴収

政5-3-2 : 社会悪物品等の密輸阻止

政5-3-3 : 税関手続における利用者利便の向上

政5-3-4 : 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

政5-3-5 : 税関行政に関する情報提供の充実

政策目標 5-3 についての評価結果

政策目標についての評価 A 相当程度進展あり

評価の理由

目標の達成に向けて設定した施策について、5-3-2「社会悪物品等の密輸阻止」、5-3-4「税関手続システムシステムの機能拡充及び利用者利便の向上」については「s 目標達成」したものの、それ以外については「a 相当程度進展あり」であることから、目標達成に向けて、さらなる改善の余地があると判断し、本政策目標の評価は「A 相当程度進展あり」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

政策目標 5-3 は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るという、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。

適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度（用語集参照）を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた配備替えなどによる有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。

加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。

(令和5年度行政事業レビューとの関係)

- ・ 取締機器等調査研究経費

「調査研究に当たっては、引き続き、情報収集、外部専門家からの意見聴取等の取組を継続し、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札とならないように調達を実施しました。今後も引き続き、競争性の確保に努め、検査機器の調査研究に係る運用方法を見直し、コストの削減を図ります。(事業番号0020)

- ・ 税関監視艇整備運航経費

「より効果的な取締りを可能にするため、税関監視艇全体の望ましい配備・運航計画を作成し、それをEBPMの根拠として効果検証することを検討する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、配備計画に基づき監視艇を新造艇に更新する際に見込まれる燃費向上分の燃料費の削減を図りました。(反映額▲3百万円)(事業番号0021)

- ・ X線検査装置整備等経費

「引き続き、効果的・効率的に装置を活用した取締りを行うとともに、計画的かつ効率的な機器の運用・更新に努める。また、一者応札になった案件の調達経過を分析することにより、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、X線検査装置等の更新を見送ることによる削減を図りました。(反映額▲377百万円)(事業番号0022)

- ・ 大型X線検査装置整備等経費

「引き続き、コスト削減に努めつつ、検査の効果的・効率的な実施を進めることにより、円滑な通関と効率的な検査体制の両立に努める。また、設定した指標により事業の効果を適切に評価し、本事業が高い水準で維持されるよう努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行実績を踏まえた保守経費の削減を図りました。(反映額▲10百万円)(事業番号0023)

- ・ 埠頭監視カメラ整備等経費

「引き続き、コスト削減に努めつつ、技術的進歩に応じて、取締レベルを維持しながら効率化の検討を進める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、既存機器について再リースを活用することで機器借料の削減を図りました。(反映額▲97百万円)(事業番号0024)

- ・ 麻薬探知犬整備等経費

「引き続き、社会情勢に応じて麻薬探知犬を配備するとともに、麻薬探知犬の育成管理に係る経費の一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、麻薬探知犬の育成管理にかかる一部の調達において、一者応札の改善を図りました。(反映額▲0百万円)(事業番号0025)

- ・ 円滑な通関等の環境整備(国際観光旅客税財源)(観光庁)

「訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備に向けて、引き続き、先進性が高い事業に取り組むとともに、導入機器の最新技術の具体化や導入によって解消される改善点やその効果、導入意義を明確にし、効率的かつ効果的な導入等を進めるべき。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、省庁の枠組みを超えた新たな取組として、税関・入管手続で必要な情報を同時に取得する「共同キオスク」の実証実験を開始し、税関・入管手続にて重複していた部分を解消することで、旅客の利便性向上、入国手続全体での時間短縮に努めました。(事業番号0281(国土交通省))

施策	政5-3-1: 関税等の適正な賦課及び徴収							
測定指標 (定量的な指標)	政5-3-1-A-1: 事前教示制度の運用状況 (一定期間内で回答した割合等 (単位: %, 日))							
	年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
	文書による回答 (%)	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	△
		実績値	99.8	99.2	99.5	99.5	99.2	
	平均処理日数 (日)	目標値	14.0	14.0	14.0	14.0	短縮又は前年度並み	×
		実績値	13.9	12.9	15.5	16.2	20.0	
	口頭による回答 (%)	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	○
		実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	
	<p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(注) 各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数(処理日数)が一定期間(文書による回答については30日(回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。))、口頭による回答については即日(回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日に回答できない場合を除く。)以内であったものの割合。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度(事前教示制度)があります。</p> <p>輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、口頭による回答における即日回答の割合については、目標を達成したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>他方、文書による回答については、30日以内に回答した割合が目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であったことから達成度は「△」としました。また、平均処理日数が目標値を下回る実績値となったことから、達成度は「×」としましたが、これは分類の統一的解釈の確保のため、検討に時間を要する事案が増加したことによるものです。</p> <p>引き続き事前教示制度の利用の更なる促進や制度利用者の利便性向上との目標を踏まえ、適正な分類判断を確保しつつ、効率的な処理に努めて参ります。</p>							
	指標 (定性的な指標)	[主要] 政5-3-1-B-1: 輸入(納税)申告の適正性の確保						
目標		<p>関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入(納税)申告の適正性を確保します。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入(納税)申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。</p>					達成度	

	<p>実績及び目標の達成度の判定理由</p>	<p>税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう懇請しました。主な具体例としては、以下のようなものがあります。</p> <p>①輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告された貨物に係る品目分類に疑義を持ち、貨物確認及び分析を行ったところ、申告された貨物の品目分類が適正なものとなっていないことが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を懇請しました。</p> <p>②輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告価格の単価に疑義を持ち、貨物確認を実施したところ、低価申告であることが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を懇請しました。</p> <p>③輸入許可後の原産性の確認において、経済連携協定に基づく原産地規則を満たしておらず、特惠税率が適用できない申告が確認されたことから、輸入者に対して修正申告を懇請しました。</p> <p>④輸入許可後に輸入者に対し事後調査を行い、課税価格に関する資料等を精査したところ、輸入者は輸入貨物の売買価格改定に伴い、増額分の追加貨物代金を輸出者に支払っていました。本来、この追加貨物代金は課税価格に含めるべきものでしたが、輸入者が修正申告を行っていなかったため、課税価格が過少であったことが判明しました。そのため、輸入者に対し修正申告を懇請しました。</p> <p>なお、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）を解析し、輸入事後調査の立入先選定業務支援として引き続き活用するとともに、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました。</p> <p>また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させた上で、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域（用語集参照）の巡回及び保税地域に出し入れされる貨物の取締りを実施するとともに、保税地域の検査等において貨物管理者に対して外国貨物の適正な管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。</p> <p>この他、国際観光旅客税法に関しては、新規就航する事業者を事前に把握し、改めて制度の周知を図るなどし、本税の適切な徴収に努めました。</p> <p>申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認し、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督するとともに、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等を実施することができたため、達成度は「○」としました。</p>	○
<p>施策についての評価</p>	<p>a 相当程度進展あり</p>		

評定の理由

本政策目標における測定指標である「事前教示制度の運用状況」について、口頭での即日回答は目標値を達成したものの、「平均処理日数」、「文書による回答」については目標値に至りませんでした。これは分類の統一的解釈の確保のため、検討に時間を要する事案の増加が要因となっています。

また、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等に努めたことから、達成度は「○」となっております。

以上を踏まえ、主要な測定指標の達成度が「○」であり、未達の測定指標についても、理由が分類の統一的解釈の確保のため、検討に時間を要する事案が増加したことによるものであることから、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。

政5-3-1に係る参考情報

参考指標1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記）（単位：億円、%）

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
収入額	92,429	91,309	111,661	141,513	N.A.
国税全体に対する割合	14.9	14.1	15.5	18.5	N.A.

（出所）関税局業務課調

（注1）収入額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税、とん税及び特別とん税並びに国際観光旅客税の徴収額を合算したものの。

（注2）国税全体に対する割合：税関による関税等の収入額／租税及び印紙収入。

（注3）令和5年度実績値は、令和6年8月以降にデータの集計が終了するため、令和6年度実績評価書に掲載予定。

参考指標2：審査・検査における非違発見件数（単位：件数）

年度	令和元年度 (平成27年～令和元年度平均)	2年度 (平成28年～令和2年度平均)	3年度 (平成29年～令和3年度平均)	4年度 (平成30年～令和4年度平均)	5年度 (令和元年～令和5年度平均)
実績値	101,326	99,301	99,390	99,976	98,677

（出所）関税局業務課調

（注）当該年を含めた過去5年間の審査・検査を行った結果、申告内容に誤り等を発見した件数の1年間あたりの平均値。

参考指標3：輸入事後調査実績（単位：件、百万円、%）

事務年度（7～6月）	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施件数	3,361	715	1,484	3,312	N.A.
不足申告価格	123,123	63,067	59,109	88,493	N.A.
非違の割合	81.0	83.9	75.3	73.6	N.A.

（注1）実施件数：輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

（注2）不足申告価格：非違に係る申告漏れ課税価格。

（注3）非違の割合：非違発見件数（実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数）／実施件数。

（注4）令和5年度（事務年度）実績値は、データの集計が未了のため、令和6年度実績評価書に掲載予定。

参考指標4：通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）

（単位：件）

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
許可件数	20	21	12	13	23
総数	956	971	974	982	996
処分件数	1	1	1	0	0

（出所）関税局業務課調

（注1）許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

（注2）処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標5：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数（単位：件）

事務年度（7～6月）	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
非違発見件数	52	75	53	50	N.A.
処分件数	1	0	9	2	N.A.

(出所) 関税局監視課調

(注1) 非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。

(注2) 処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注3) 令和5年度（事務年度）実績値は、令和6年11月以降にデータの集計が終了するため、令和6年度実績評価書に掲載予定。

施策 政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止							
政5-3-2-A-1：不正薬物の水際押収量の割合 (単位：%)							
年 度		令和元年度 (平成27年～ 令和元年平均)	2年度 (平成28年～ 令和2年平均)	3年度 (平成29年～ 令和3年平均)	4年度 (平成30年～ 令和4年平均)	5年度 (令和元年～ 令和5年平均)	達成度
不正薬物	目標値	増加又は 前年並み	過去5年の 平均より増加	過去5年の 平均より増加	過去5年の 平均より増加	過去5年の 平均より増加	—
	実績値	88.4%	88.6%	86.7%	88.4%	—	
うち覚醒剤	目標値	増加又は 前年並み	過去5年の 平均より増加	過去5年の 平均より増加	過去5年の 平均より増加	過去5年の 平均より増加	
	実績値	98.0%	97.9%	96.8%	97.6%	—	
<p>(出所) 関税局調査課調</p> <p>(注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合。当該年を含めた過去5年間の平均値。(注2, 3)</p> <p>(注2) 当該年を含めた過去5年間ににおける不正薬物（覚醒剤、大麻、あへん、麻薬類（ヘロイン、コカイン））の国内全押収量（厚生労働省統計）中、税関押収量（税関が摘発した事件、または警察等他機関が摘発した事件で税関が関与したものに係る押収量）の占める割合。</p> <p>(注3) 関係機関による実績等外的要因による変動が大きいため、過去5年間の平均値で把握。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関では、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳格な取締りを行う必要があります。覚醒剤をはじめとする不正薬物の国内全押収量に対する水際押収量の割合（実績値）については、近年高水準で推移していることから、目標値を「過去5年の平均より増加」としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>令和5年における国内全押収量の把握が6月以降となる予定のため、その把握後、令和元年～令和5年の平均実績値を算出し、令和6年度実績評価書に記載します。</p>							
[主要] 政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施							
測定指標 (定性的な指標)	国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等（不正薬物、銃砲類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する厳正な水際取締りを実施します。						達成度
	目 標	<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施を行うことを目標として設定しました。</p>					

実績及び目標の達成度の判定理由	<p>入国者数の増加やG7広島サミット等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。（令和5年度において、X線検査装置26台、不正薬物・爆発物探知装置（TDS）12台等を整備）</p> <p>社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関や関係業界団体との連携を積極的に図る必要があるところ、令和5年度には、関係機関との合同訓練を282件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、国外関係機関との連携についても、バングラデシュ（令和5年4月）及びボリビア（令和5年6月）との間で税関相互支援協定にそれぞれ署名を行い、積極的な情報交換に資する環境整備において着実な進展が見られました。</p> <p>さらに、関係業界団体と締結している「密輸防止に関する覚書」に基づき、情報提供等の協力依頼を行う等、継続的な協力関係を構築しました。</p> <p>このほか、出港前報告情報及び乗客予約記録（PNR：用語集参照）といった事前情報の電子的取得を進め、情報の分析・活用等をより充実させることで、効果的かつ効率的な取締りを行いました。</p> <p>取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、令和5年における不正薬物全体の押収量は、2,406kgと8年連続で1トンを超えました（参考指標1参照）。</p> <p>また、令和5年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は218件、押収量は268kgでした（参考指標4参照）。</p> <p>加えて、経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術等の流出につながる不正輸出の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を実施しました。</p> <p>上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、業界団体との関係構築、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。</p>	○
	施策についての評価	s 目標達成

評価の理由	<p>主要な測定指標「密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施」については、各種取締・検査機器やPNR等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努め、合同取締りや犯則事件の共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、業界団体との関係構築や情報交換を積極的に推進しました。また、令和5年度の「不正薬物の水際押収量の割合」はまだ確定していませんが、令和5年の税関における不正薬物全体の押収量は2,406kgと、8年連続で1トンを超えました。</p> <p>以上のとおり、主要な測定指標「密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施」が「○」となり、もう一つの指標である「不正薬物の水際押収量の割合」も令和5年度の実績値は確定していませんが、税関における不正薬物全体の押収量が高水準で推移していることから、当該施策の評価は、「s 目標達成」としました。</p>
-------	--

政5-3-2に係る参考情報

参考指標1：社会悪物品の摘発実績

年		令和元年	2年	3年	4年	5年
覚醒剤	件	425	72	95	301	296
	Kg	2,587	811	1,014	665	1,978
大 麻	件	242	204	199	138	132
	kg	82	126	153	473	142
大麻草	件	110	86	94	57	76
	kg	61	49	22	315	74
大麻樹脂等	件	132	118	105	81	56
	kg	21	76	132	157	68
あへん	件	-	-	1	-	-
	kg	-	-	4	-	-
麻薬	件	209	167	233	237	234
	kg	656	822	61	188	276
	千錠	61	90	133	82	36
ヘロイン	件	5	2	-	-	-
	kg	17	0	-	-	-
コカイン	件	52	27	34	28	67
	kg	638	820	14	49	103
MDMA等	件	67	74	81	98	60
	kg	0	2	30	94	109
	千錠	61	90	130	81	36
その他麻薬	件	85	64	118	111	107
	kg	0	1	16	46	63
	千錠	0	0	3	0	0
向精神薬	件	6	2	6	16	10
	kg	-	-	0	0	0
	千錠	0	1	1	2	1
指定薬物	件	165	300	302	354	143
	kg	14	169	19	19	11
合計	件	1,047	745	836	1,046	815
	kg	3,339	1,928	1,251	1,346	2,406
	千錠	61	91	134	84	37

年		令和元年	2年	3年	4年	5年
銃砲	件	-	3	1	6	1
	うち拳銃	-	3	1	7	1
拳銃部品	件	-	3	1	6	1
	点	-	3	1	7	1
拳銃部品	件	-	-	1	2	1
	点	-	-	1	4	1
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	351	351	324	362	380
盗難車両 (輸出申告時における摘 発件数)	件	22	22	11	12	16
	点	30	29	12	14	31

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注1) 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。

(注2) 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

(注3) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。

(注4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。

(注5) MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。

(注6) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注7) 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(注8) 令和5年の数値は速報値である。

参考指標2：不正薬物の密輸形態別摘発件数

(単位：件)

年	令和元年	2年	3年	4年	5年
航空機旅客による密輸	389	70	24	93	262
国際郵便物を利用した密輸	520	567	689	728	385
商業貨物を利用した密輸	127	108	123	222	164
航空貨物	121	95	108	205	155
海上貨物	6	13	15	17	9
船員等による密輸	11	-	-	3	4
合計	1,047	745	836	1,046	815

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注2) 令和5年の数値は速報値である。

参考指標3：覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

年	令和元年	2年	3年	4年	5年
航空機旅客による密輸	229	23	5	43	88
	427	54	35	108	406
国際郵便物を利用した密輸	85	23	33	128	102
	188	14	62	154	132
商業貨物を利用した密輸	109	26	57	130	105
	367	743	917	402	1,440
航空貨物	107	20	50	127	99
	325	103	266	375	491
海上貨物	2	6	7	3	6
	43	639	650	28	949
船員等による密輸	2	-	-	-	1
	1,605	-	-	-	-
合計	425	72	95	301	296
	2,587	811	1,014	665	1,978

(出所) 関税局調査課調

(注1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(注4) 令和5年の数値は速報値である。

参考指標4：金密輸の摘発実績

(上段：件、下段：kg)

年	令和元年	2年	3年	4年	5年
摘発件数	61	51	5	9	218
押収量	319	150	27	135	268

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和5年の数値は速報値である。

参考指標 5 : 知的財産侵害物品の差止実績 (単位: 件)

年	令和元年	2年	3年	4年	5年
輸入差止件数	23,934	30,305	28,270	26,492	31,666

(出所) 関税局業務課調

参考指標 6 : テロ関連物資の摘発実績 (単位: 件)

年	令和元年	2年	3年	4年	5年
実施件数	2	5	6	12	7

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和5年の数値は速報値である。

参考指標 7 : テロ関連研修の開催実績 (単位: 件)

年	令和元年	2年	3年	4年	5年
実施件数	83	48	103	159	169

(出所) 関税局監視課、業務課、調査課調

参考指標 8 : 輸出事後調査実績 (実施件数) (単位: 件)

年	令和元年	2年	3年	4年	5年
実施件数	524	167	105	276	446

(出所) 関税局調査課調

参考指標 9 : 関係機関との連携・情報収集の実績 (単位: 件)

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
国内関係機関からの情報入手件数	265	258	292	244	250
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	296	251	243	369	424
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	5,670	823	966	2,151	3,611

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、出入国在留管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、出入国在留管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位: 件)

年	令和元年	2年	3年	4年	5年
外国関係機関との情報交換件数	47,736	20,730	26,391	54,967	83,310
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	4,143	3,693	3,947	4,629	6,689

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関（含む在京アタッシェ）、WCO（用語集参照）、RILO等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

参考指標 10 : 出港前報告情報による検査の割合 (単位: %)

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実績値	12.5	10.4	10.3	9.0	7.4

(出所) 関税局監視課調

施策 政5-3-3 : 税関手続における利用者利便の向上								
測定指標(定量的な指標)	政5-3-3-A-1 : AEO事業者数及び貿易額に占めるAEO事業者の割合 (単位: 者、%)							
	年		令和元年	2年	3年	4年	5年	達成度
	AEO事業者数 (単位: 者)	目標値	-	-	-	増加又は 前年並み	増加又は 前年並み	○
		実績値	706	714	723	737	751	
	貿易額に占めるAEO事業者の割合 (単位: %)	目標値	-	-	80.0	80.0	80.0	×
		実績値	80.3	77.1	79.0	74.2	74.5	
	<p>(注) AEO事業者数は、税関が承認・認定した各AEO事業者の総数です。貿易額に占めるAEO事業者の割合は、我が国の輸出入総額のうち、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。</p> <p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>AEO制度(用語集参照)とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度であり、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化の両立に資するものです。したがって、同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることは貿易円滑化の推進と水際取締りの強化の観点から重要となっています。本指標はその貢献の程度を把握するためのものであり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>AEO事業者数については、AEO制度の利便性の向上及びAEO事業者への情報提供の充実化の取組を通じて、AEO制度の利用拡大に努めた結果、前年より増加したことから、達成度を「○」としました。</p> <p>貿易額に占めるAEO事業者の割合については、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。なお、令和5年の我が国の輸出入総額及びAEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引額は、令和4年からともに減少しましたが、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引額の方が前年比の減少率が低かったことから、令和5年における貿易額に占めるAEO事業者の割合の実績値は微増しました。</p> <p>今回の結果も踏まえ、引き続きAEO事業者数の増加に向けた取組に努めて参ります。</p>							
	[主要] 政5-3-3-A-2 : 輸出入通関における利用者満足度 (上位4段階) (単位: %)							
	年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
	輸出入者 (上位4段階)	目標値	維持	95.0	95.0	95.0	95.0	○
実績値		98.6	99.4	97.7	98.8	100.0		
通関業者 (上位4段階)	目標値	維持	95.0	95.0	95.0	95.0	○	
	実績値	98.6	98.8	98.3	98.6	98.4		

<p>(出所) 関税局業務課調</p> <p>(注) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。</p> <p>(参考) 最近のアンケート調査において、「普通」の評価をした輸出入者・通関業者の大半が輸出入通関手続に不満を持っているわけではないことが明らかになったこと、また、利用者満足度については、利用者利便の向上を目指す一方で、水際における密輸取締りや適切な課税の確保のためには、利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位4段階で評価することとしました。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回ったため、達成度は「○」としました。</p>
--

施策についての評定	a 相当程度進展あり
------------------	-------------------

評定の理由	<p>主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回りました。また、税関関係書類における押印等の原則廃止やNACCS未対応であった税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図りました。加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、Eゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。</p> <p>一方、測定指標「AEO事業者数及び貿易額に占めるAEO事業者の割合」については、AEO制度の信頼性維持・向上に努めつつ普及を図った結果、AEO事業者数は増加しましたが、貿易額に占めるAEO事業者の割合は、貿易環境の変化もあり、実績値が目標値を下回りました。</p> <p>また、産業界からの要望を踏まえ、原産地証明書のデータ交換については、インドネシア、タイ及びASEANと協議を進め、日インドネシアEPAについては、令和5年6月に運用を開始しました。タイ及びASEANについては、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります。</p> <p>以上のとおり、一部「×」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
--------------	--

政5-3-3に係る参考情報

参考指標1：AEO事業者新規承認数 (単位：件)

事務年度 (7～6月)	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
承認数	14	19	14	23	11

(出所) 関税局業務課調
(注) 令和5事務年度の数値は令和6年4月1日時点の数値。

参考指標2：旅具通関に対する利用者の評価 (単位：%)

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
評価 (上位4段階)	96.7	97.4	97.7	90.1	92.1

(出所) 関税局監視課調
(注) 入国者に対し、旅具通関（用語集参照）手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で、アンケート調査したものです。

施策	政5-3-4 : 税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上						
測定指標 (定量的な指標)	[主要] 政5-3-4-A-1 : NACCSの利用状況 (システム処理率) (単位 : %)						
	年	令和元年	2年	3年	4年	5年	達成度
	目標値	維持	維持	維持	維持	維持	○
	実績値	99.7	99.9	99.9	99.9	99.9	
	<p>(出所) 関税局総務課事務管理室調 (注1) (NACCSにより処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数) (注2) 「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等をいう。 (目標値の設定の根拠) 税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、直近(平成29年10月)のシステム更改後の実績が99%以上であることを踏まえ、平成30年以降の実績値を維持することとしました。 (目標の達成度の判定理由) 令和5年においても、実績値を99.9%と維持できていることから、達成度は「○」としました。</p>						
測定指標 (定性的な指標)	政5-3-4-B-1 : NACCSセンターの監督						
	目標	<p>NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠) 利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。</p>					達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>NACCSセンターの令和6年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題と位置づけるとともに、次期(7次)NACCS更改に向けても、情報提供やサポート体制の強化等に関する取組を行いサービス向上に努めていく旨の記載があり、NACCSの安定稼働の確保及び利用者利便の向上の観点からも適切なものと考えられることから、当該事業計画について認可を行いました。</p> <p>また、令和5年度においても、100%のシステム稼働率を維持しており、安定稼働していたことから、達成度は「○」としました。</p>					○
施策についての評定	s 目標達成						
評定の理由	<p>主要な測定指標「NACCSの利用状況」については、目標値を達成しました。</p> <p>民間利用者からの要望を受けたプログラム変更を実施するほか、令和7年10月に予定している第7次NACCS更改による利用者の利便性向上にNACCSセンターが努めていると認められること、NACCSセンターの適正かつ確実な運営の観点から事業計画を審査し、認可を行ったことから、目標を達成したと判断しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、「s 目標達成」としました。</p>						

政5-3-4に係る参考情報

参考指標1：NACCSの運用状況（システム稼働率）

年 度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
システム稼働率	100.00%	100.00%	99.99%	100.00%	100.00%

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注2) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注3) 年間稼働時間の0.01%のシステム障害が発生するとシステム停止時間は1時間弱（24時間（分換算）×365日×0.01%＝52.56分）となる。

施策	政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実						
測定指標（定量的な指標）	政5-3-5-A-1：税関ホームページへのアクセス状況						(単位：者)
	年 度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
	目標値	3,600,000	4,000,000	4,400,000	4,400,000	4,800,000	○
	実績値	4,751,275	4,468,552	4,849,856	5,251,413	5,876,089	
	(出所) 関税局総務課調 (注) 税関ホームページ (http://www.customs.go.jp) の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者 (IPアドレス) は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず1件として計上しています。 (目標値の設定の根拠) 税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。						
	政5-3-5-A-2：講演会及び税関見学における満足度（上位3段階）						(単位：%)
	年 度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
	目標値	維持	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	95.0	過去5年平均より増加	×
	実績値	計測不能	96.5	90.3	96.5	93.4	
	(出所) 関税局総務課調 (注1) 講演会や税関見学に参加者した学生・生徒、教員や事業者等に対して、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (注2) 令和元年度におけるアンケート調査は令和2年2月～3月に実施予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により講演会および税関見学が中止されたため、アンケートの回収数は例年と比較して1.35%程度の回収率であり、サンプル数が非常に小さかったことから、実績値は計測不能としました。 (目標値の設定の根拠) Web形式などによる講演会や税関見学を活用して、税関の取組を分かり易い形で説明し、理解していただくよう努めているところ、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が既に95%を超え高い水準を維持していることを踏まえ、目標値を設定しました。						

(目標の達成度の判定理由)

目標値である過去5年平均の94.6%を1.2%下回る実績値となったことから、達成度は「×」としました。

令和5年度実績値の内訳は、講演会は91.2%、見学会は97.8%となりました。令和5年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動制限の影響も無くなったため、外部に赴いて講演会を実施する機会が増加しました。その結果、アンケートの母数に占める講演会の割合が昨年度と比べ大幅に増加し、講演会においても9割を超える高い水準を維持しているところですが、見学会ほどの高い評価は得られず、結果実績値が目標値を下回ることとなりました。

税関行政について積極的に発信していく機会を増やしたことは評価でき、満足度の高い講演会及び見学会を今後も実施できるよう、内容の充実に努めて参ります。

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度

(単位：%)

年 度		令和元年度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度	達成度
事前教示 制度	目標値	80.0	80.0	維持	維持	増加又は 前年度並み	○
	実績値	75.5	80.3	76.5	79.0	80.9	
納期限 延長制度	目標値	維持	維持	維持	維持	増加又は 前年度並み	○
	実績値	70.8	78.6	71.6	78.3	81.9	
AEO 制度	目標値	90.0	90.0	維持	維持	増加又は 前年度並み	×
	実績値	88.2	90.8	87.4	91.7	90.6	

(出所) 関税局業務課調

(注1) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

(注2) 令和2年度の各項目の実績値に関して、同年度に実施したアンケートの回収数は、新型コロナウイルスの影響等により、例年と比較して少なくなっています。

(目標値の設定の根拠)

各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

AEO制度については、実績値が目標値を下回ったことから達成度は「×」としましたが、事前教示制度及び納期限延長制度については目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。今回の結果を踏まえ、これらの制度を含めた各種輸出入通関制度について、今後更に国民の皆様適切に利用いただけるよう、税関ホームページや全国の税関で行っている説明会等を通じ、積極的な認知度向上に努めて参ります。

[主要]政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度

(単位：%)

年 度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度
目標値	80.0	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	○
実績値	87.0	91.8	70.5	95.2	87.7	

(出所) 関税局総務課調

(注) 輸出入者や海外渡航者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

(目標値の設定の根拠)

税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。

(目標の達成度の判定理由)

実績値の過去5年の平均である86.8%を上回ったため、達成度は「○」としました。

政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度：上位4段階）

(単位：%)

年 度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度
目標値	維持	95.0	95.0	95.0	95.0	○
実績値	97.2	96.8	96.3	97.3	97.3	

(出所) 関税局業務課調

(注) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。

(参考) 税関相談においては、水際における密輸取締りや適正な課税の確保のため利用者に対して厳正に対処する必要もあり、常に良い評価を得られるとは限らない側面があること等を踏まえ、「普通」を含めた上位4段階で評価することとしました。

(目標値の設定の根拠)

税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。

(目標の達成度の判定理由)

実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数

(単位：件)

年 度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度
目標値	2,000,000	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	○
実績値	2,213,918	2,351,969	2,469,882	1,850,610	1,915,890	

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

税関ホームページでは、通関手続等についてのQ&Aを掲載しています(カスタムスアンサー)。カスタムスアンサーの利用状況(Q&Aの閲覧回数)を測定するため、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。

(目標の達成度の判定理由)

実績値が前年度を上回ったことから、達成度は「○」としました。

令和5年度においては、「主な商品の関税率の目安」や「課税価格が1万円以下の物品の免税適用について」等の項目が昨年から引き続き堅調なアクセス件数を記録しました。また、「海外旅行者の携帯品の免税範囲」や新規に追加した「旅具通関扱いをする輸出貨物」、「旅具通関扱いをする輸入貨物」等の項目に多くのアクセス件数が記録されており、新型コロナウイルスに関連する行動制限の緩和、出入国旅客数の増加等の環境の変化がカスタムスアンサーのアクセス件数に影響している可能性が考えられます。

この結果を踏まえ、利用者が関税局及び税関に問い合わせをせずともカスタムスアンサーで問題解決できるよう、引き続き利用者のニーズの変化を踏まえて適時適切に内容更新を行うなど、更なるカスタムスアンサーの拡充を行うことといたします。

施策についての評価

a 相当程度進展あり

評価の理由

主要な測定指標政5-3-5-A-4「密輸取締り活動に関する認知度」、測定指標政5-3-5-A-1「税関ホームページへのアクセス状況」、5-3-5-A-5「税関相談官制度の運用状況」及び政5-3-5-A-6「カスタムスアンサー利用件数」については目標値を上回ったものの、測定指標政5-3-5-A-2「講演会及び税関見学における満足度(上位3段階)」及び政5-3-5-A-3「輸出入通関制度の認知度」のうちAEO制度については、目標値を下回りました。

以上のとおり、一部「×」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。

政5-3-5に係る参考情報

参考指標1：税関相談制度の運用状況(相談処理件数)

(単位：件)

年度	令和元年	2年	3年	4年	5年
処理件数	186,695	174,336	166,950	177,053	187,177

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

参考指標2：税関ツイッター、税関チャンネル及び税関公式フェイスブックページの利用状況

(単位：件)

年度	令和5年度
税関ツイッターのフォロワー数(単位：者)	1,448
税関チャンネルの再生回数(単位：回)	182,563
税関フェイスブックの「いいね」数(単位：者)	6,921

(出所) 関税局総務課調

(注1) 税関ツイッターの数値は、令和5年度中における増加数

(注2) 税関チャンネルの数値は、掲載されている動画が令和5年度中に再生された回数

(注3) 税関フェイスブックの数値は、令和5年度中におけるリアクション数

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。

適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等に努めます。

また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。

さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、及び同制度に参加する意義や参加により得られる便益について貿易関係事業者にとって分かりやすい視点での積極的な広報活動に取り組んでいくことにより、その利用拡大に引き続き努めていきます。

税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施してまいります。さらに、引き続きNACCSの安定稼働に努めます。

加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、テレビ等のマスメディアやソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。

令和7年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見

○ 税関などについては、手続きのオンライン化が進んでいるということも確認ができてよかった。

政策目標に係る予算額	区 分		令和3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算		25,972,059	22,187,792	23,260,959
補正予算			1,663,508	1,684,279	1,914,586	
繰越等			8,611,254	13,679,354	N.A.	
合計			36,246,821	37,551,425	N.A.	
執行額(千円)			34,362,138	35,383,433	N.A.	

(概要)

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

(注1) 令和5年度「繰越等」、「執行額」等については、令和6年11月頃に確定するため、令和6年度実績評価書に掲載予定。

(注2) 令和3年度の一部及び4年度以降の政府情報システム関連予算の当初予算額は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されています。

(注3) 「(項)国際観光旅客税財源税関業務費」の当初予算額は、国土交通省所管(組織)観光庁に「(項)国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されています。

<p>政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策</p>	<p>経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 「世界一安全な日本」創造戦略2022（令和4年12月20日閣議決定） 明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定） 観光ビジョン実現プログラム2020（令和2年7月14日観光立国推進閣僚会議決定） 令和4年版観光白書（令和4年6月10日閣議決定） 令和5年版観光白書（令和5年6月13日閣議決定） 知的財産推進計画2022（令和4年6月3日知的財産戦略本部決定） 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定） 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定） 令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定） 令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）</p>
--	---

<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	<p>関税等の賦課・徴収状況：審査・検査における非違発見件数（財務省）、事前教示制度の運用状況（財務省）、輸入事後調査実績（財務省）等 社会悪物品等の密輸阻止状況：不正薬物の国内全体押収量（厚生労働省）、不正薬物の水際押収量（財務省）等 税関手続き状況：輸入通関における利用者満足度（財務省）、NACC Sの運用状況（輸出入・港湾関連情報処理センター（株））等</p>
---	--

<p>前年度政策評価結果 の政策への反映状況</p>	<p>研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上に努めたほか、通関業者への指導・監督の充実や、事前教示制度における迅速な回答等に努めました。</p> <p>内外関係機関や関係業界団体との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めました。</p> <p>AEO制度の利用拡大に努めたほか、輸出入者等の利用者利便の向上に努めました。NACC Sの安定稼働に努めました。</p> <p>税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。輸出入通関における利用者満足度等を把握するための通関手続に関するアンケートについては、利用者の評価をより適切に把握する観点から、各種制度の概要をアンケート票に掲載しました。</p> <p>また、カスタムスアンサーについて、税関に問い合わせが多い質問事項について新規掲載を行うなど利用者の利便性向上に努めました。</p> <p>令和6年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めました。</p>
---------------------------------------	---

担当部局名	関税局（業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、事務管理室、税関調査室）、関税中央分析所	政策評価実施時期	令和6年6月
--------------	--	-----------------	--------